

六戸町創業支援事業補助金

趣旨	町は、創業による雇用の創出及び地域商業等の活性化を図るため、新たに町内で創業しようとする者に対し、予算の範囲内において、その創業に係る費用の一部を補助します。
補助金額	・事業所、店舗の開設に係る経費の1/2（限度額100万円） ・宣伝広告に要する経費の1/2（限度額30万円）
補助対象者	次の要件を全て満たすこと。 ☐ 現在、事業を営んでいない個人である。 ☐ 六戸町商工会に加入している者又は、この事業が完了する日までに加入する者。 ☐ 事業完了の日までに町内に事業所等を有し、町内で創業する者であること。 ☐ この創業計画について特定創業支援事業の支援を受けた者又は事業完了までに受ける者。 ☐ この事業を営むための必要な許認可を受けている者又は事業完了までに受ける者であること。 ☐ 町税及びその他の納付金に滞納がない者。 ☐ 暴力団等の反社会的勢力と関係を有しない者。 ☐ 法令及び公序良俗に反していないこと。 ☐ その他町長が適当と認めた者。
補助対象事業	次の要件を全て満たすこと。 ☐ 六戸町商工会において創業相談を受け、事業計画の実施において支援を得ている事業。 ☐ 金融機関から融資を受けて行う事業であり、事業の継続性と将来的な成長性が期待できる事業。 ☐ 特定創業支援事業を受けた者又は受ける者による事業。
	・食料品製造業（統計法に規定する日本標準産業分類 大分類E 中分類9） ・織物・衣服・身の回り品小売業（統計法に規定する日本標準産業分類 大分類I 中分類57） ・飲食料品小売業（統計法に規定する日本標準産業分類 大分類I 中分類58） ・その他の小売業（統計法に規定する日本標準産業分類 大分類I 中分類60） ・宿泊業（統計法に規定する日本標準産業分類 大分類M 中分類75） ・飲食店（統計法に規定する日本標準産業分類 大分類M 中分類76） ・持ち帰り・配達飲食サービス業（統計法に規定する日本標準産業分類 大分類M 中分類77） ・洗濯・理容・美容・浴場業（統計法に規定する日本標準産業分類 大分類N 中分類78）
補助の期間	補助金交付決定の日から起算して1年を経過する日又は事業完了日のいずれか早い日まで
補助の申請	補助金の交付を申請しようとする方は、六戸町創業支援事業補助金交付申請書（様式第一号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請してください。 ・創業に係る事業計画書（様式第二号） ・収支予算書（様式第三号） ・町税納付状況確認同意書（様式第四号） ・営業許可書の写し（許認可を必要とする業種で、既に許認可を取得している場合に限る。） ・補助対象経費の内訳を説明する書類（見積書等） ・創業支援事業補助金に係る事業計画実施支援確認書（様式第五号） ・特定創業支援事業を受けた証明書の写し（特定創業支援事業を受けた場合に限る） ・金融機関から融資を受けたことを証する書類 ・その他町長が必要と認める書類

交付決定取消	下記の場合、交付決定を取り消す。 ・法令又はこの要綱に違反したとき。 ・偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。 ・補助金を他の用途に使用したとき。 ・補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は町長の指示に従わなかったとき。 ・事業完了から三年以上の事業継続が不可能なとき。 ・町長が補助金を交付することが不適当であると認めたとき。
財産処分制限	この補助金により整備した物件・物品等は、事業終了の翌年度の初日から起算し5年間は、目的外使用、譲渡、交換、貸付、担保供託、廃棄してはならない。
創業報告	創業後3年間、創業状況報告書（様式第二十号）により毎年の事業内容、収支決算等について町長に報告しなければならない。

申請後の手続き

交付決定	☐ 申請書類審査及び内容確認後、約3週間で通知 六戸町→申請者
事業開始	…対象経費の支出
創業	…交付決定日から1年以内に創業すること。
実績報告	六戸町←申請者 ☐ 六戸町創業支援事業補助金実績報告書（様式第十号） ☐ 創業報告書（様式第十一号） ☐ 事業実施報告書（様式第十二号） ☐ 事業費精算書（様式第十三号） ☐ 補助対象経費明細表（様式第十四号） ☐ 経費の支払を証明する書類 ☐ 事務所等の賃貸借契約書の写し（対象経費に賃料等を含む場合） ☐ 事業により整備した事務所等、設備、備品等が確認できる写真 ☐ 設立した法人の定款の写し及び履歴事項全部証明書 ☐ 営業許可証の写し（許認可を必要とする業種で、交付申請時に許認可を取得していない場合に限る。） ☐ 個人事業の開業届出書の写し（税務署の受付印のあるもの） ☐ 特定創業支援事業を受けた証明書の写し（交付申請時に証明書を提出していない場合に限る。） ☐ その他町長が必要と認める書類
補助金の確定	☐ 書類審査後、約1週間で通知 六戸町→申請者
補助金の請求	六戸町←申請者
補助金の交付	☐ 書類審査後、約3週間で交付 六戸町→申請者

問合せ：六戸町役場まちづくり推進課 電話：0176-55-2411